

エコマーク ニュース

Eco Mark News No.10

1998年9月8日発行 第10号

編集・発行/財団法人 日本環境協会 エコマーク事務局
〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-5-8 オフィス虎ノ門1ビル
TEL.03(3508)2651 FAX.03(3508)2570
Japan Environment Association The Eco Mark Office
Office-Tranomon1 Building, Tranomon1-5-8,
Minato-ku, Tokyo, Japan
TEL.03(3508)2651 FAX.03(3508)2570

「エコマークニュース」は、「エコマーク事業実施要領」の改正を受けて1995年6月14日よりエコマーク事務局が発行するものです。この「エコマークニュース」では、「エコマーク事業実施要領」に基づき、新規選定のエコマーク商品類型、認定基準案など、エコマーク事業に関する情報を提供しています。

目次 / CONTENTS	(ページ)
商品類型の新規選定および商品類型認定基準の見直しについて	1
* 肥料・土壌改良資材の類型設定に関する検討結果	3
* 塩ビに代わるプラスチック商品の類型設定に関する検討結果	3
エコマーク認定商品における難燃剤の使用について	3
商品認定申請における「発注者」の追加	4
エコマーク事業の現状	4
追補・「紙製の事務用品」解説	5
別添1・エコマーク事業実施要領	7
エコマーク商品認定申込要領	9

本冊子はエコマーク認定の印刷用紙を使用しています。

商品類型の新規選定および商品類型認定基準の見直しについて

(1) 新商品類型の新規選定について

エコマーク事業に関し、1997年12月2日から1998年3月31日までの間にメーカーその他から寄せられた新規商品類型の提案に基づいて、エコマーク専門委員会での予備検討および第22回エコマーク推進委員会(座長:森嶋昭夫)での審議の結果、下記についてエコマーク商品類型として検討を行うことになりました。

再生材料を使用した土木・建築用材等を中心とする商品

廃棄物等に関してはその処理等を含めて社会問題となっています。これまでに現行の類型に含みきれない多くの廃棄物等を再生・再利用した土木・建築用材が提案されています。そこで、より広い範囲の商品を対象とすべく、「再生材料を使用した土木・建築用材等を中心とする商品」が選定されました。ただし、基準案の策定は対象とす

る商品群について、たとえば「公園・緑地用商品」などのように分割して類型化することも含めて検討します。

(2) 商品類型認定基準の見直しについて

1996年3月の「エコマーク事業実施要領の改定」に基づく、見直し作業として、第22回エコマーク推進委員会（座長：森嶋昭夫）での審議の結果、下記の商品類型について、改定を実施することになりました。

詰め替え使用品のための容器

現在、「リターナブル容器」の見直しが進められています。このワーキンググループにおいて、関連の深い類型を併せて検討するために、「詰め替え使用品のための容器」を見直しすることになりました。

今回選定された商品類型は今後、専門家よりなるワーキンググループを設置し、認定基準の案を検討し、関係者の意見を聴きながら認定基準案が作成されます。認定基準案には、「製品ライフステージ環境負荷項目選定表」を用いた製品の製造、使用、廃棄のすべてのライフサイクルにわたる環境負荷のチェック・評価がなされます。

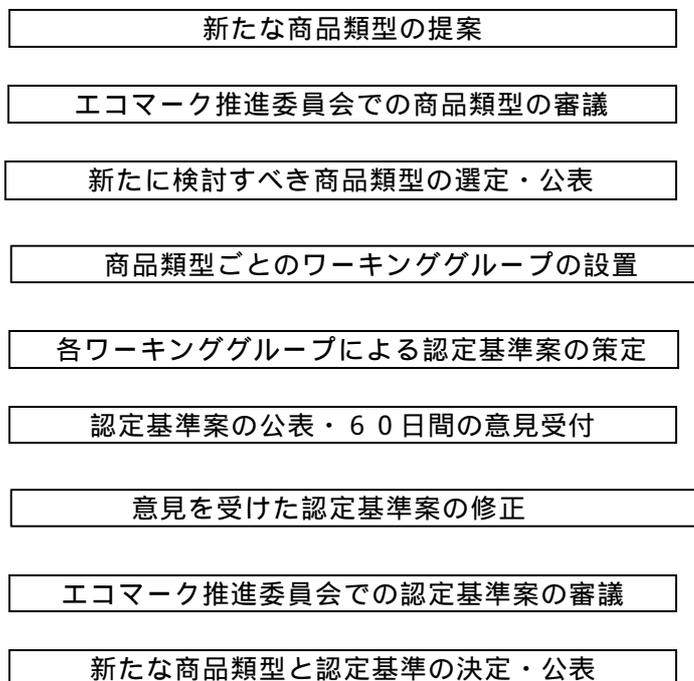
エコマーク商品類型の認定基準案は、表1のような手続きに従って、各ワーキンググループにおいて認定基準案が策定された後、「エコマークニュース」などの出版物および、環境庁の委託を受けて（財）環境情報普及センター（TEL 03-3595-3992）が運営するE I C ネットなどで一般に公表されます。

公表に際しては、60日間の意見の受付を行います。

意見を受付けた後は、必要な認定基準案の修正を行います。修正認定基準案は、エコマーク推進委員会などで審議し、基準として決定します。

なお、現在見直しが進められているエコマーク商品類型で、認定商品としてエコマーク使用契約を締結している場合、見直しが終了し、該当する認定基準が改定されるまでは、現行の該当する認定基準によって更新、適用などが行われます。

表 1 . エコマーク商品類型の選定と認定基準の策定手続き



* 肥料・土壌改良資材の類型設定に関する検討結果

第20回エコマーク推進委員会において、検討の必要な商品類型として挙げられた「肥料・土壌改良資材」は、エコマーク事務局による外部委託調査結果などに基づき第22回エコマーク推進委員会（座長：森嶋昭夫）で審議されました。その結果、類型設定についてはさらに関係者との調整・検討を継続し、最終的に本類型の採否は事務局に一任されることとなりました。

* 塩ビに代わるプラスチック商品の類型設定に関する検討結果

第20回エコマーク推進委員会において、検討の必要な商品類型として挙げられた「塩ビに代わるプラスチック商品」は、エコマーク事務局による外部委託調査などの結果に基づき第22回エコマーク推進委員会（座長：森嶋昭夫）での審議の結果、類型として設定はしないこととなりました。

エコマーク認定商品における難燃剤の使用について

エコマーク事務局の調査結果に基づき、「エコマーク事業実施要領」第3章第7項の除外規定に相当するものとして、下記のように難燃剤の使用に関する条件を規定します。なお本規定は、平成10年10月1日より実施いたします。

以下の(1)項および(2)項の両方を満たす商品については、難燃剤の使用を認めることとします。

(1) 消防法で定められた「防災物品」および(財)日本防災協会で指定された「防災製品」であって(財)日本防災協会の認定を受けた商品、または電子・電気機器など商品類型ごとに認定基準で定めた商品。ただし、これらの商品であっても、申請時にエコマーク専門委員会で難燃剤の使用が妥当であるか否かを確認する。

(2) PBB(多臭化ビフェニール)、PBDE(多臭化ジフェニルエーテル)または短鎖塩素化パラフィン(鎖状C数が10-13、含有塩素濃度が50%以上)の難燃剤を含まない商品。

商品認定申請における「発注者」の追加

主として官公庁などで入札により取り扱われている衣服などは、特別仕様による生産が主であるため、現在のエコマーク商品認定申請では入札に参加するそれぞれの事業者が行う必要があります。また、各団体においても、封筒、名刺、制服などは、特別仕様品が多数使用されています。現在、エコマーク商品の認定申込は、日本国内で販売される商品の製造または販売を行う事業者とされています。そこで、特別仕様品であって、発注者自らを使用する商品または発注者が無償で配布する商品については、エコマーク事務局が適当と認める場合に限り、エコマーク商品認定申込を発注者に広げることとします。

なお、本概念の追加に伴い、「エコマーク事業実施要領」の第3章8項および「エコマーク商品認定申込要領」の関係部分を改定(別添資料の下線部)しました。

エコマーク事業の現状

図1に1989年～1998年6月末までのエコマーク商品類型数と認定商品数の推移を示します。

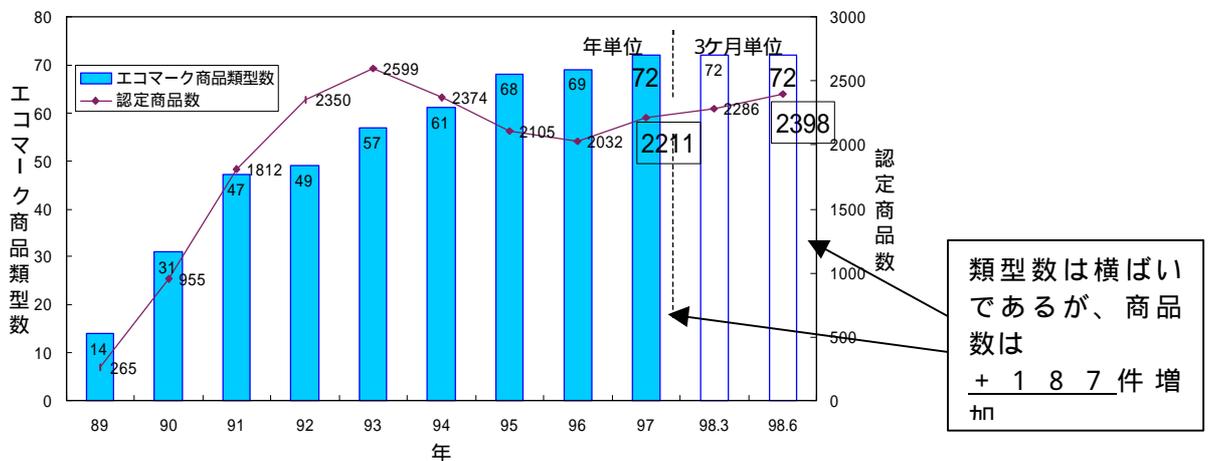


図1 エコマーク商品類型数と認定商品数

1998年6月末現在の商品類型は72類型であり、1997年末以降横ばいで推移しています。

商品数は+187件と増加しており、この内訳は表1～表3に示す様に、「制定（見直し）類型」、「再生パルプ使用一般事務用品」および「廃プラスチック再生品」といった再生品を有効活用した商品数の増加が顕著になっています。

表1 制定(見直し)類型名一覧(制定日:97/11/28)

類型NO	類型名	97/12/31 件数	98/6/30 件数	増減
103	再生PET樹脂を使用した衣服	0	49	+ 49
104	再生PET樹脂を使用した家庭用繊維製品	0	16	+ 16
105	再生PET樹脂を使用した工業用繊維製品	0	5	+ 5
106	情報用紙	0	11	+ 11
107	印刷用紙	0	21	+ 21
108	衛生用紙	0	3	+ 3
	合計			+ 105件

表2 廃止類型名一覧(廃止日:97/11/27)

類型NO	類型名
008	再生パルプ使用のトイレットペーパー
015	再生パルプ使用OA用紙
016	再生パルプ使用印刷用紙
024	再生パルプ使用のティッシュペーパー
066	廃PET樹脂を使用した衣料品
	合計 - 41件

表3 認定商品数増減内訳

類型廃止	- 41(表2)
制定(見直し)類型	+ 105(表1)
再生パルプ使用一般事務用品	+ 50
廃プラスチック再生品	+ 44
その他(ワレット印刷用紙等)	+ 29
合計	+ 187件(図1)

追補.「紙製の事務用品」解説

エコマークニュース第9号(1998年8月3日発行)において、エコマーク商品類型No.112「紙製の事務用品」を制定、公表いたしました。が、問い合わせが多いため、下記のように基準を補足いたします。

エコマーク商品類型No.112「紙製の事務用品」

4. 認定の基準

4-1. 環境に関する基準

「(2)紙以外の材料を使用する製品にあっては、紙材料が、付加された材料を含む製品全体の70%以上(重量割合)であること。

4-1.(1)と同様、とじこみ用品のとじ具、補充用の消耗部品等を除いて、紙材料を測定することを含みます。」

エコマーク商品類型No. 112「紙製の事務用品」

6. その他

「(3) マーク下段の表示は「古紙の利用・ %」とする。

 %は、4 - 1 . (1) において要件とする製品全体の古紙配合率を表示することとします。」